

ページ	該当箇所	誤	正	更新年月
347	642	642 × 未成年者に責任能力があるときは、その者が損害賠償責任(709)を負い、監督義務者は714条に基づく責任を負わないが、被害者保護の見地から、監督義務者の義務違反と当該未成年者の不法行為によって生じた結果との間に相当因果関係が認められるときは、監督義務者は、709条に基づく損害賠償	642 × 未成年者に責任能力があるときは、その者が損害賠償責任(709)を負い、監督義務者は714条に基づく責任を負わないが、被害者保護の見地から、監督義務者の義務違反と当該未成年者の不法行為によって生じた結果との間に相当因果関係が認められるときは、監督義務者は、709条に基づく損害賠償責任を負う(最判昭49.3.22)。	19/5